

# 「成年後見制度」をご存知ですか？

## 01 成年後見制度とは…

精神上的の障害(知的障害、精神障害、認知症など)により判断能力が十分でない人が、預貯金の管理や日常生活での契約などを行うときに不利益を被らないため、家庭裁判所に申し立てを行い、選任された援助者が金銭管理や契約の支援などをする制度です。

## 02 成年後見制度の種類

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。任意後見制度は、判断能力が低下する前に自分であらかじめ準備をしておく制度、法定後見制度はすでに判断能力が低下している人のための制度です。今回は、実例の多い法定後見制度の概要をお知らせします。



### ● 法定後見制度の概要

法定後見制度は、「後見」、「保佐」、「補助」の3種類に分かれています。

類型	後見	保佐	補助
対象になる人	精神上的の障害により、常に判断能力を欠く人	精神上的の障害により、判断能力が著しく不十分な人	精神上的の障害により、判断能力が不十分な人
鑑定の可否	原則必要	原則必要	原則診断書などで可
申立人になれる人	本人・配偶者・4親等内の親族など		
申し立て時の本人同意	不要	不要	必要
同意権および取消権の範囲	日常生活に関する行為以外の行為	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得た上で、家庭裁判所が定めた法律行為
代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人同意が必要	申し立ての範囲内で、家庭裁判所が定める特定の法律行為 ※本人同意が必要

### 法定後見制度のメリット

- 判断能力が十分でない人の財産管理や身上監護ができる
- 成年後見人などの地位が公的に証明される
- 本人が詐欺に遭っても成年後見人が契約を取消することができる

## 03 必要書類

申立書、本人および申立人の戸籍謄本、戸籍の附票、登記事項証明書、診断書など

※詳しくはお問い合わせください

## 04 申し立て(手続き)先

●対象となる人が総領地域を除く市内の方

広島家庭裁判所三次支部  
(☎0824・63・5169)

●対象となる人が総領地域の方

広島家庭裁判所福山支部  
(☎084・923・2810)

## 05 相談窓口

●市役所

【高齢者の場合】

高齢者福祉課高齢者福祉係

(☎0824・73・1165)

または各支所福祉担当室

【障害者の場合】

社会福祉課障害者福祉係

(☎0824・73・1210)

または各支所福祉担当室

●社会福祉協議会

庄原市社会福祉協議会総合センター  
(☎0824・72・7120)